

# 霧島市分別収集計画

令和7年8月

## 1 計画策定の目的

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本市では、平成30年に策定した一般廃棄物処理計画において「循環型社会の実現のため、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方やライフスタイルの見直し及び廃棄物の適正処理の推進」を基本理念に掲げ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するための各種施策に取り組むこととしています。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

本計画により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用等に努め、循環型社会の形成を図るものであります。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・容器包装廃棄物の発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・容器包装廃棄物以外の資源化の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に改定します。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	11,486	11,418	11,360	11,344	11,327

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

### （1）ごみの排出抑制に配慮した生活様式の定着

- ・環境保全協会、地区自治公民館等と協力・連携して、ごみの排出抑制に係る普及・啓発活動や研修会等を行います。
- ・広報誌、チラシ、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して、ごみ排出抑制に係る普及啓発・情報提供を行います。
- ・衛生自治団体等と連携して、マイバッグ運動等の普及・啓発活動を行います。
- ・学校、教育機関等における環境学習を推進します。

### （2）事業者の主体的取組の促進

- ・市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量に取り組みます。また、市立小中学校の給食における牛乳パックのリサイクルを推進します。
- ・衛生自治団体等と連携して小売店等における過剰包装の抑制やリターナブル容器の積極的な利用等の促進に係る啓発を行います。

### （3）リサイクル活動の促進

- ・地域におけるリサイクル活動を促進し、ごみの減量化を図るため、自治会等を対象とした分別収集を支援する補助事業を実施します。

### （4）ごみの分別及び適正排出の推進

- ・出前講座の実施やごみ収集日程表・ごみガイドブック・ごみ分別アプリ等を活用して市民に適正なごみの分け方・出し方を啓発し、ごみの減量化・資源化を推進します。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。また、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類	
	無色のガラス製容器	無色透明のびん
主としてガラス製の容器	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器 包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

										単位 : t
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
主としてスチール製の容器	46	46	45	45	45					
主としてアルミ製の容器	128	127	126	126	126					
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)					
無色のガラス製容器	208	207	206	206	206					
	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量
	208	0	207	0	206	0	206	0	206	0
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)					
茶色のガラス製容器	248	247	246	245	245					
	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量
	248	0	247	0	246	0	245	0	245	0
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)					
その他のガラス製容器	113	112	111	111	111					
	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量
	113	0	112	0	111	0	111	0	111	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5	5	5	5	5					
主として段ボール製の容器	169	168	168	167	167					
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)					
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょくゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	270	268	267	266	266					
	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量
	135	135	134	134	134	133	133	133	133	133
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)					
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	384	382	380	379	379					
	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量	(引渡量)	独自処理量
	384	0	382	0	380	0	379	0	379	0

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績に過去の実績量の変動を勘案し、人口変動率を乗じて算出しました。

なお、人口変動率は、本市の過去3年間の人口（令和3年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口）を基に推計して設定しました。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
121,918人 (対前年度比) 99.64%	121,478人 (対前年度比) 99.64%	121,090人 (対前年度比) 99.68%	120,936人 (対前年度比) 99.87%	120,496人 (対前年度比) 99.64%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続して実施します。なお、排出事業者による自主回収、市民団体等による回収及び量販店等による店頭回収については、引き続きこれらの団体等が分別収集を実施します。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	民間委託	民間委託
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明びん	民間委託	民間委託
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他のガラス製容器	その他の色のびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	民間委託	民間委託
	段ボール	段ボール		
プラスチック	PET製容器	ペットボトル	民間委託	民間委託
	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

伊佐北始良環境管理組合からの脱退に伴い、令和5年度から市が収集する容器包装廃棄物は全て民間施設（委託）において中間処理・一時保管します。委託先は、国分、溝辺、霧島、隼人、福山地区の中間処理・一時保管を行ってきた既存の施設とし、当面の間、これらの施設において、処理等を行います。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶類	指定袋	パッカー車 ダンプ	選別、圧縮、一時保管
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明びん	コンテナ	ダンプ	選別、一時保管
	茶色のガラス製容器	茶色びん			
	その他のガラス製容器	その他の色のびん			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	紙紐で縛る	ダンプ	選別、圧縮、一時保管
	段ボール	段ボール			
プラスチック	PET製容器	ペットボトル	指定袋	パッカー車 ダンプ	選別、圧縮、一時保管
	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装			

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・衛生自治団体との連携を強化し、自治会等が行う分別収集を支援する補助制度を引き続き実施します。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に見直しを行います。
- ・プラスチック使用製品(ペットボトル、その他の容器包装を除く)の分別収集については、国や県内自治体の動向等を踏まえながら先進自治体の事例等を調査・研究し、検討を進めます。